

◇大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、公金事務の私人への委託に関する規定について改めることにしました。
- 2 令和6年4月1日付職制改正に伴い、会計事務を行う者の名称を変更することにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部経理課)